

神戸市特別支援教育就学援助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害児の就学を円滑にすることを目的として行う就学援助について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 給付の対象となる者は、神戸市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者とする。

- (1) 特別支援学級に在籍する児童等
- (2) 通級指導教室で指導を受ける児童等
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する通常の学級に在籍する児童等

2 前項第3号に定める障害の程度の該非については、教育委員会において判断する。

(援助費)

第3条 援助費目は、別表のとおりとする。

2 前項別表に定める費目に係る援助の額は、当該年度に市長が定める額とする。

3 前条第1項第1号及び第3号に定める者の保護者に対する援助は、文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）と生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の割合に応じて次の区分により行う。ただし、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）に定める要保護者又は要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認められ、神戸市就学援助規則（平成12年4月教委規則第1号）第3条に定める援助費の支給対象となる場合は、その支給費目を除く。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満と認められる場合は、別表に掲げる費目に係る援助とする。
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上と認められる場合は、別表中第4号から第6号に掲げる費目に係る援助とする。

4 前条第1項第2号に定める者の保護者に対する援助は、当該通級について別表中第4号に掲げる費目に係る援助とする。

(援助の申請)

第4条 第2条第1項第1号に定める者の保護者が第3条第3項に定める援助を受けようとするときは、児童等の在籍する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の校長を経て市長に対し、特別支援教育就学援助申請書を提出しなければならない。

2 第2条第1項第2号に定める者の保護者が第3条第4項に定める援助を受けようとするときは、児童等が指導を受ける通級指導教室設置校の校長を経て市長に対し、特別支援教育就学援助通級通学費申請書を提出しなければならない。

3 第2条第1項第3号に定める者の保護者が第3条第3項に定める援助を受けようとするときは、児童等の在籍する小学校、中学校の校長を経て市長に対し、特別支援教育就学援助申請書及び障害の状態に関する申告書を提出しなければならない。（ただし、神戸市障害児通学・通級付添費給付要綱に基づく給付の申請にあたってすでに申告書を提出した場合を除く。）

(援助の認定)

第5条 市長は、前条の申請に基づき審査を行い、援助の認定の可否を決する。

2 市長は、前項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、保護者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(認定の通知)

第6条 市長は、前条の規定に基づく認定の可否を、小学校、中学校又は通級指導教室設置校の校長（以下「学校長」とする。）を経て保護者に対し通知しなければならない。

(援助費の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により認定を受けた者（以下「被認定者」とする。）に対し、第3条に定める援助費を支給するものとする。

2 市長は支給額の決定にあたり必要があると認めるときは、被認定者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、神戸市特別支援教育就学援助費支給決定通知書により、学校長を経て被認定者に支給額を通知する。

(援助費の支給)

第8条 市長は、前条の支給決定に基づき援助費を支給する。

2 市長は、学校長の依頼により、被認定者に直接援助費を支給するものとする。ただし、被認定者の希望により、学校長を経て支給することができる。

(届出)

第9条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学校長を経由して市長に届け出なければならない。

(1) 特別支援教育就学援助申請書の記載事項に変更が生じたとき

(2) 児童等が学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当しなくなったとき

(3) その他援助を必要としなくなったとき

(書類の保存)

第10条 学校長は、援助の実施に係る書類を5年間保存しなければならない。

(不正利得の徴収)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により援助費の支給を受けた者がいるときは、その者の援助の認定を取り消し、併せて受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年度における援助費の交付に係るものから適用する。

この要綱は、昭和51年度における援助費の交付に係るものから適用する。

この要綱は、昭和61年度における援助費の交付に係るものから適用し、中学校障害児学級在籍生徒に対する職業実習交通費支給要綱は廃止する。

この要綱は、平成4年度における援助費の交付に係るものから適用する。

この要綱は、平成5年度における援助費の交付に係るものから適用する。

この要綱は、平成15年度における援助費の交付に係るものから適用する。

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年度における援助費の交付に係るものから適用する。

この要綱は、平成25年度における援助費の交付に係るものから適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別表(第3条関係)

号	費目	定義
1	学用品等購入費	<p>児童等が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費</p> <p>なお、下記の経費は、学用品等購入費の加算分として支給する。</p> <p>ア 体育実技用具費 小学校又は中学校の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式(面、胴、甲手、垂れ)、剣道衣、竹刀及び防具袋(以下「防具一式等」という。))、スキー等にあつては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具等(以下「スキー板等」という。)をいう。以下同じ。)で、当該授業を受ける児童等が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあつては、第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等について、中学校にあつては柔道着、防具一式等又はスキー板等のうちいずれか1つの用具の購入費。</p> <p>イ 入学準備費 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費。</p>
2	校外活動費	<p>ア 宿泊を伴わないもの 児童等が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。))をいう。以下同じ。)のうち泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科</p> <p>イ 宿泊を伴うもの 児童等が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科</p>
3	修学旅行費	児童等が修学旅行(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。)に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
4	通学費	<p>ア 児童等の個々の発達段階、障害の程度、安全性等の実情を考慮したうえで合理的かつ安全と認められる経路及び方法のうち最も経済的な通常の経路及び方法によって通学する場合の交通費(交通機関(旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道及び一般乗合自動車等)の旅客運賃をいう。)</p> <p>ただし、児童等が何らかの公的措置により交通費の全部又は一部の割引を受けられる場合は、その額を控除した残りの額。</p> <p>イ 児童等の障害の状況を考慮し、校長が自家用車による通学が適当と認めた場合における当該自家用車の運行に要するガソリン代。</p>
5	職場実習交通費	中学校の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費
6	交流学习交通費	教育課程に基づく特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童等と共に集団活動を行う交流及び共同学習に参加する場合に必要な交通費

7	学校給食費	学校給食(中学校で実施する牛乳の飲用を含む。)に要する経費
8	体操服費	児童等(第1学年のものに限る。)全員が購入することとなる学校が指定する体操服の購入費
9	水泳着費	児童等(第1学年のものに限る。)全員が購入することとなる学校が指定する水泳着の購入費

第1号から第7号までに掲げる事項については特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)等に定める就学奨励費の対象となる経費の範囲及び算定等に準ずるものとする。